

声に出して読んでください、日本国憲法③ 第二章 戦争の放棄

現行憲法と自民党改憲草案を比べてみると

現行・日本国憲法

自由民主党

日本国憲法改正草案

党議員団より

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、

正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第二章 安全保障

第九条 日本国民は、正義と秩序

を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。

2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

(国防軍)

第九条の二 我が国の平和と独立

並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

3 国防軍は、第一項に規定する

○2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

4 前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。

5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うための法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合において、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。

自民党は草案についてのQ&Aが自民党から出ています。いくつか紹介します。

Q9 「自衛隊」を「国防軍」に変えたのは、なぜですか？

【自民党の答】

日本国憲法改正草案では、9条の2として、「国防軍」の規定を置きました。その1項は、「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する」と規定しています。世界中を見ても、都市国家のようなものを除き、一定の規模以上の人口を有する国家で軍隊を保持していないのは、日本だけであり、独立国家が、その独立と平和を保ち、国民の安全を確保するため軍隊を保有することは、現代の世界では常識です。

この軍の名称について、当初の案では、自衛隊との継続性に配慮して「自衛軍」としていましたが、独立国家としてよりふさわしい名称にするべきなど、様々な意見が出され、最終的に多数の意見を勘案して、「国防軍」としました。

Q10 国防軍は、国際平和活動に参加できるのですか？

【自民党の答】

参加できます。

9条の2第3項において、国防軍は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するための任務を遂行する活動のほか、「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動」を行えることと規定し、国防軍の国際平和活動への参加を可能にしました。その際、国防軍は、軍隊である以上、法律の規定に基づいて、武力を行使することは可能であると考えています。また、集団安全保障における制裁行動についても、同様に可能であると考えています。

日本共産党厚木市議員団の見解

現在の自民党の言動を見ると、昨年のオスプレイの「墜落」を「不時着」に、自衛隊の日報でも「戦闘」と書いてあるのに「衝突」言い換えるなど言葉のこまかしが非常に多い。独立国家というのなら、現在のアメリカ追随・日米同盟強化の方針を転換し、真の独立国家として平和を希求し、実践していくべきである。

戦争のない日本や世界をつくっていくための、現行の憲法9条である。

軍隊をつくって戦争に行くことを国民は望んでいるのだろうか。

市民からは、これまで何度も「戦争法反対」の陳情が出されている。

